

連携中枢都市圏の取組の推進

連携中枢都市圏の意義とは

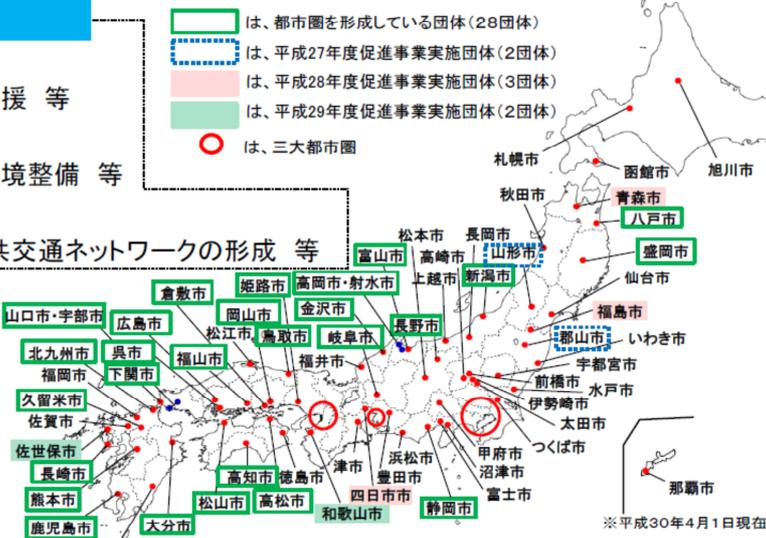
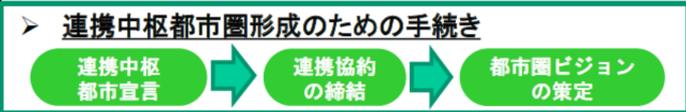
➤ 地域において、**相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成**

連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① **圏域全体の経済成長のけん引**
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② **高次の都市機能の集積・強化**
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ **圏域全体の生活関連機能サービスの向上**
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成 等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

- **地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入** (平成26年11月1日施行)
- 平成26年度～平成29年度は、**連携中枢都市圏の形成を推進**するため、国費により支援(32事業)
- 平成30年度予算においても約**1.3億円**を計上し、引き続き連携中枢都市圏の形成を促進
- 平成27年度から **地方交付税措置を講じて全国展開**を図る



【連携中枢都市圏の要件】

① 地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市(●)と、当該市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ ただし、①を原則除く都市圏であって、隣接する2つの市(各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、①の都市圏と同等の取組が見込まれる場合においてこれを含むものとする。

連携中枢都市圏形成により期待される効果等について

One for all, All for one! ~ 1自治体は圏域全体のため、圏域全体は1自治体のために ~

将来展望の実現 圏域人口の維持 地域経済の活性化

1 産業等の広域化による「選ばれる圏域づくり」

○それぞれの地域の強みを生かし、**都市力の集積**により魅力を高め、その情報を発信していく。また、学び育む環境づくりや地域産業の広域化及び雇用機会の拡充等により、圏域内で**学び、働き、暮らし続けられる「ダム機能」として**の役割を果たす。
(例)・創業支援、企業立地促進 ⇒ 圏域内の雇用創出による人口拡大 等
・移住・定住促進 ⇒ 地域の魅力を発信し定住・交流人口を拡大 等

2 相互補完による効率的な行政

○各市町村が単独ですべてのサービスを提供する「**フルセット主義**」から**脱却し、お互いの強みを活かし、弱みを補う**行政を展開する。また、**ICT活用を前提とした業務プロセスやシステムの共通化**を推進する。
(例)・地域防災・医療・保険体制の広域連携 ⇒ 相互補完的な支援・受援体制の構築、国保・後期高齢者医療事業の連携、広域医療・救急体制の推進 等
・ICT活用を前提とした業務効率化 ⇒ 自治体間ICTインフラ整備の推進 等

3 多様な主体間連携による相乗効果

○事業連携による「**スケールメリット**」を発揮し、**相乗効果(シナジー)**を生み出すとともに、若年層の減少により、経営資源としての人材確保がより厳しくなる中、**公・共・私**の**ベストミックスで社会問題を解決**し、圏域内の経済循環、住民サービス向上を促進する。
(例)・産業イノベーション・働き方改革 ⇒ 産学金官連携による新産業の創出、企業人材育成、高校生等就職支援 等
・6次産業化 ⇒ 圏域内の生産者等連携による販路開拓 等

国の財政措置について

○連携中枢都市及び連携市町村の取組に対する包括的財政措置

【連携中枢都市(郡山市)に対して】

取組内容	措置項目	措置内容
ア 経済成長のけん引	普通交付税	圏域の人口に応じて算定(例)圏域人口75万人の場合、約2億円
イ 高次の都市機能の集積・強化		
ウ 生活関連機能サービスの向上	特別交付税	年間1.2億円程度を基本として、人口・面積等を勘案して上限額を設定

【連携市町村に対して】

取組内容	措置項目	措置内容
上記ウの取組に加え、アとイに資する取組	特別交付税	1市町村当たり年間1,500万円を上限

自治体戦略2040構想研究会による報告を踏まえた、人口減少・少子高齢社会に起因する自治体行政の課題解決策を検討

「新たな広域連携制度(連携協約)」の特徴を活用

- ①政策面での基本的方針や役割分担を自由に設定
⇒ **地域の実情に応じた政策目標**を定め特色を打ち出すことが可能
- ②別組織を作らない、簡素で効率的な仕組み
⇒ 事務組合等の設置が不要であり、**迅速に連携**することが可能
- ③市町村間で1対1の連携協約を締結
⇒ 自治体ごとの特性・事情に応じて**柔軟に連携**することが可能
- ④首長間の合意及び議会の議決が必要
⇒ **継続的に安定した連携**が可能

こおりやま広域連携中枢都市圏形成に向けた取組について

広域圏の概要とこれまでの取組

こおりやま広域連携中枢都市圏（略称：こおりやま広域圏）

- ▼ 構成：4市7町4村（中心市：郡山市）
- ▼ 人口：約59万人（福島県の約3割）
- ▼ 面積：約2,968km²（福島県の約2割）

福島県中地方12市町村に郡山市への通勤通学割合10%以上の3市町村を含めた15市町村によって圏域を設定



【構成市町村】
郡山市、須賀川市、田村市、本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村、猪苗代町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町

「こおりやま広域圏」15市町村では、少子高齢・人口減少社会にあっても地域を活性化し経済を持続可能なものとし、住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするため、「**連携中枢都市圏**」の形成に向けた取組を実施



都市圏形成に向けた本格的取組へ

平成29年11月22日（水）に以下を実施、都市圏形成へ向けた取組を本格化

▼ 連携推進協議会（市町村長会議）

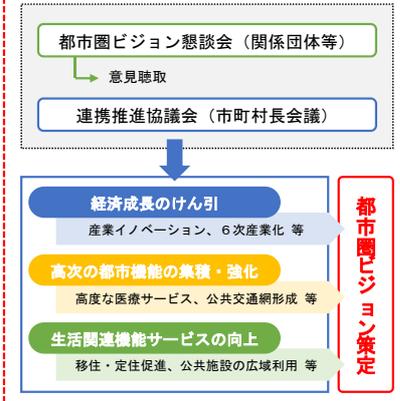
対象者：郡山市及び関係14市町村長
議 題：今後の推進体制、圏域の名称 等

▼ 広域連携セミナー

参加者：郡山市及び関係市町村長、議会議員、職員、関係団体等 約300名
講演①：「人口減少時代における新たな広域連携について」
福山市企画財政局企画政策部長 中村 啓悟 氏
講演②：「あるべき産業支援の姿と心構え」
福山ビジネスサポートセンターFuku-Bizセンター長 高村 亨 氏



推進体制の構築



4市7町4村による59万都市圏の形成へ

将来展望の実現
圏域人口の維持
地域経済の活性化

One for all, All for one!
～1自治体は圏域全体のため、圏域全体は1自治体のために～

連携中枢都市圏形成に向けたスケジュール及び推進体制について

項目	2018年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2019年1月	2月	3月
連携中枢都市宣言 (総務省委託※第4)	連携中枢都市宣言(案)作成			宣言(案)調整		連携中枢都市宣言(郡山市)						
連携協約 (地方自治法第252条の2)						連携協約(案)作成			連携協約締結(郡山市及び各市町村) 議決後、協約締結式			
都市圏ビジョン策定 (総務省委託※第6)	ビジョン(骨子案)作成			ビジョン(案)作成			ビジョン(案)作成		パブリックコメント			ビジョン策定
連携推進協議会	各専門部会(ワーキング) 5/15～6/1・7/9～7/13開催			市町村長会議① 7/25開催		ビジョン懇談会①			市町村長会議②			
	企画課長会議① 4/25開催		企画課長会議② 7/13開催		企画課長会議③			企画課長会議④			企画課長会議⑤	
	各専門部会(ワーキング)			各専門部会(ワーキング)								

※総務省「連携中枢都市圏構想推進要綱」

15市町村推進体制



連携事業の検討状況について（施策・分野別）※2018年8月時点

施策	ワーキング分野	具体的な連携事業（2018年7月時点）			
ア 経済成長けん引	I 産業振興・観光	商工業等 ■創業支援事業 ■中小企業持続化プロジェクト ■人材育成事業 ■企業立地セミナー ■産業イノベーション事業 等	観光・シティプロモーション等 ■インバウンド推進事業 ■シティプロモーション推進事業 ■観光誘客事業 ■日本遺産プロモーション事業 等	6次化推進、物産等 ■果樹農業 6次産業化 ■地域産業拡大事業 ■合同物産展の開催 ■物産振興事業 等	※その他 ■高校生等就職応援事業 等
					
イ 高次の都市機能	II まちづくり・交通	都市整備 ■広域交流中核拠点の整備 ■都市計画の広域調整	交通・空港 ■広域的交通課題の調査検討 ■福島空港利用促進等	インフラ ■道路等の交通インフラ整備 ■インフラ連携推進事業 ■上下水道技術研修の実施	相互連携
					
ウ 生活関連サービス	III 医療・福祉・子育て	医療 ■広域医療体制の調査検討 ■国保事業保険者の連携、医療費適正化推進事業 ※一部、イ施策に分類	福祉 ■認知症高齢者見守りネットワーク事業 ■長寿社会対策推進事業	子育て ■病児・病後児保育事業 ■一時的保育事業 ■子どもの遊び場等の共同利用の推進事業	
					
	IV 教育・文化・スポーツ	教育 ■図書館相互利用事業 ■生涯学習施設の広域利用 ■教職員等交流	文化 ■文化体育施設の広域利用	スポーツ ■文化体育施設の広域利用（再掲）	
					
V 防災安全・住民生活	防災安全 ■e-コミュニティ推進 ■災害対策	環境等 ■環境対策 ■有害鳥獣被害防止対策事業	協働・UD ■協働のまちづくり推進事業 ■ユニバーサルデザイン推進事業		
					
VI 総務企画・移住定住	移住・定住等 ■移住・定住促進事業 ■婚活支援事業	ICT ■自治体間ICTインフラ整備 ■ウェブサービス推進事業 ■Wi-Fi 環境整備事業 ■メンテナンス活用推進事業 ■根拠に基づく政策立案（EBPM）の推進	人材・交流等 ■研修、講演会等の共同開催 ■研究チーム等における交流 ■カイゼン運動の推進 ■自治体間比較・業務効率化	※その他 ■スタートアップ支援事業 ■高等教育・研究開発の環境整備 ■公共施設等マネジメント推進事業 ■PPP/PFIの調査検討 ■広報紙発信事業 等	
					

将来展望の実現

圏域人口の維持

地域経済の活性化

産業等の広域化による「選ばれる圏域づくり」

都市力の集積により魅力高め、圏域内で学び、働き、暮らし続けられる「ダム機能」としての役割を果たす。

相互補完による効率的な行政

「フルセットの行政」から脱却し、お互いの強みを活かし、弱みを補う行政を展開する。

多様な主体間連携による相乗効果

事業連携による「スケールメリット」を発揮し、相乗効果を生み出すことで、経済循環、住民サービス向上を促進する。